

新潟県 公民館月報



(昭和33年3月18日第二種郵便物認可)

河原

きのうまで笑っていたの
に 衣・食・住さえ死の河原
となってしまった

人災といい

天災といい

再び三たび

セコンドのせわしくなつ
た

新潟の天変地異

高度成長も二十世紀文明
もたよりにならぬ

早く解答を出してくれ
科学よ 政治よ 経済よ
指標・成案」を掲載したた
め連載ものは休みました。

本号は「水害特集」と「公
民館のあるべき姿と今日的
指標・成案」を掲載したた
め連載ものは休みました。

早稲田竜

昭和42年9月号(通刊第175号)

発行所 新潟県公民館連合会
【新潟市学校町一・県庁本館社会教育課分室】
【電話:(新潟)231-5511 内線691】【振替新潟
4094】
発行人 会長 吉津勝美
編集人 事務局長 本田清
昭和42年9月15日発行(昭月1月15日発行)
【定価1部20円 年会員240円】

公民館のあるべき姿と今日的指標

待望の成案なる

今後は内容実現への努力

待ち望んでいた「公民館のあるべき姿と今日的指標」の成案が出来た。三十九年に全公連が、斯界の権威の英知をあつめ、その基本方針を打ち出してから、四十一年には「中間報告」「試案」を作成し、以来全国の各地区毎に研究討議が重ねられていたものだが、「このたびの「成案」はこの討議の意志が大きく反映している。今後はその内容実現への努力があるのみである。

総論

一、序説

敗戦後、隼の上に「公民館」の構想がうちだされ、から約二年、全国の公民館関係者はさまざまな困難をのりえ、その理想の達成に努めてきた。

その間、朝鮮戦争から勝利と榮耀の効果をもたらした教育委員会の設置、町村合併などの影響により、公民館をめぐる情勢は變化し、初期の構想への取り組みにも意欲のきりがみえていた。しかししながら、やがて進行してきた技術革新と経済的高度成長は、社会の様相を一変させ、この間の情況のようにして、公民館は、社会の変遷とともに、その他の問題を抱いてはきたが、貴重な経験をもつて、その他にも多くの問題を抱いて、公民館

に、社会教育活動の領域を確立するものとして、重要な要素をもつものであった。しかしながら、法の制定はまだ活動領域の限界を生み、加えて地方公連団体の中には必ずしも対する理解と努力を欠くものもあり、一般にわたって、社会教育法の精神がじゅうぶん發揮されなかつたうのみがある。

昭和三十四年の社会教育法の一部改正は、必ずしも公民館関係者多年の要望したことある面面があつたが、ついで宣示された「公民館の設置及び運営に関する基準」と、その後の逐年の国庫補助金の増額といふ、公民館の施設の整備を促進した。しかし、これに先立つ教育委員会法の改廃がもたらした教育政策の変化の流れは、公民館の発展に暗影を投す要因ともなつた感がある。

その後、昭和三十八年、文部省は翌春に策定された文部省次官通達が、荒廃した郷土民心に適合し、公民館運動の波は全国に広がっていた。しかししながら、当時としてはやむを得えない一面であつたが、それは施設の強調においているなかの方針を示した。しかし、最近の急速な地域社会の変容と地域住民の生活感情の育成、住民同士の親睦をめざすものである。

1 公民館活動の基礎は、人間尊重の精神にある。

公民館は、すべての人間を尊敬する精神で、人間の生命と幸福をもつることを基本理念として、その活動を展開しなければならない。

住民の継続的な活動は、各種の学級・講座等によって動機づけられ、促進され、かつ実現される。しかも、そればかりでなく個人や小集団による個別的な練習によつて深められ、進められる必要がある。そのような学習活動をめぐり、発展させるための活動は、数多く考案されるべきであり、また、各種の資料や図書をとよんで、これを活用する場を構成し、教育的条件を整備すべきである。

これが、公民館の中核的な役割りである。

2 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の確立する。

公民館は、学校とならんで全國民の教育態勢を確立し、住民に教育の機会均等を保障する施設となるべく、日々の運営をめざして、他の施設・機關との統合となり、技術面に新領域を示唆するなどの方針を示した。しかし、最近の急速な地域社会の変容と地域住民の生活感情の育成、住民同士の親睦をめざすものである。

公民館は、社会連帶、自他共生の生

公民館の機能発揮の方向について、再確認する。

いよいよ、われわれは、公民館創立時

おいて、あるたとえ「公民館のあるべき姿」を探究するに至る。今日的指標

を見いだせようとするものである。

おおむね、あるたとえ「公民館のあるべき姿」を探究するに至る。

地域社会における課題といふことである。したがって、公民館は、地域社会の問題をもつもののが公民館である。

おおむね、公民館の日常生活の相談など、資料をとよんで、住民の諸機関・諸機関に媒介するものである。積極的に活用に供するもの公民館である。

1 集会の活用

地域社会生活の集会活動などを

おこなう。したがって、集会場

としての場、茶の間など、多様な役割のあつたものが公民館である。

おおむね、公民館の日常生活の

相談など、資料をとよんで、住

民の諸機関・諸機関に媒介す

るものである。積極的に活用に供するもの公民館である。

2 学習と創造

公民館が、住民の生活の必要なとした

3 地域の活性化

公民館が、住民の生活の必要なとした

4 あるべき姿

公民館が、住民の生活の必要なとした

5 総括

公民館が、住民の生活の必要なとした

6 調整

公民館が、住民の生活の必要なとした

7 従事の調査

公民館が、住民の生活の必要なとした

8 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

9 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

10 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

11 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

12 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

13 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

14 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

15 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

16 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

17 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

18 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

19 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

20 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

21 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

22 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

23 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

24 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

25 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

26 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

27 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

28 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

29 会員登録

公民館が、住民の生活の必要なとした

整をばかり、住民の組織的な教育活動を通じて、力ある世論をもつて、地域社会発展の原動力となるべきである。

これが、公民館の窮屈的な役割で

ある。

(二) 特質

1 地域性

公民館は、民主的地方自治をうなぎたで、地域の生活環境とのあわだため、生活課題や地域課題を発見し、その解決の方途を探査する場である。したがて、生活連帯意識をもつて、地域性が重視されなければならない。

しかし、巡回、帰らやすい地域開拓をめざす、広く内外の社会の進歩に貢献する必要がある。

2 執事性

公民館は、教育施設としての特質が強調されなければならない。計画的・継続的で多様な活動を開催するためには、専用の施設と設備が必要であり、とくに時代の進展に応じる教科・教材がゆたかに導入されなければならない。

3 専門性

公民館は、専門の職員によって運営されるべきである。しかる、公民館の機能を効果的に發揮するには、職員の意見・技術にまつといふのが大きい。したがって、施設運営の能力を高めるため、職員の不断の研修が要である。されなければならない。

4 公共性

公民館は、公民たる立場たるものである。公民性をもつて、教育の機会均等をねらう、公平性をもつて、教育の機会均等をねらう。

(一) 企画の科学化

社会の変容に対処するためには、科学的方法によつて地域の実態を把握し、住民の要求に応じるキメ細かな企画が打ち出されなければならない。

企画を科学化するためには、つきの視点に立つことが必要である。

1. 社会の進展や産業構造の変革に対し、歴史的・社会的な洞察をおこなう。

2. 消費革命や流通革命とともに進行し、いわゆる私生活への逃避的傾向に対し、社会連帯の意識や態度の形成をめざす。

3. 一部のマス・コングローバル化される商業主義に対する反対として、向う的・批判的情度を育成すること。

4. 近時の都市化・機械化などによって失われつつある人間性の回復をめざすこと。

5. (削除・三の2)

〔一〕 事業の近代化

公民館活動の慣習化を破るために、その成長度に応じて地域の実態に向じて、事業の近代化をはかるなければならない。

事業の近代化には、つまびらかに重視される。

1. 他の施設・施設との共催、他の

公民館との共同、立地条件を鑑み、公館相手の交流などにより、新境地

(二) 運営の効率化

教育活動が、ただちに具象的な効果をもたらさるものでなく、という事実にかられ、運営の非効率が見えてはならない。

公民館の運営を効率化するためには、つきの視点が重要である。

1. 地域住民の要求を反映し、社会教育に識見と熱意をもつ運営委員会委員を選ばず、運営委員会の活動を活潑にする。

2. 活動範囲のため必要に応じ、地域諸機関、議会体との連携を密にして、おたずねぐれた材料を収集し、協力組織をつくること。

3. 有志指導者(ボランティア)を発見し、随時努力を要する。

4. 現時の活動をとおして、住民の学習集団の形成とその普及、ならびに、それにもつて実践運動への展開を配慮する。

〔二〕 管理の適正化

公民館が、公的機關としての性格を明確にする。

1. 公民館と市町村教育の連携がある。

2. 公民館主事は、公民館主事にいたして、専門的領域に属する必要な助言・指導にあたるものである。

3. 公民館主事と社会教育主事との相互の連携は、それぞれの職務の独立性にかんがみ、つとめ、避けるべきである。

(三) 各論

試案について 8月号参照のこと

第一 地方教育行政ならびに一般行政と公民館との関係

1. 公民館主事と社会教育主事との連携をするものである。

2. 市町村の長は、公民館運営の目的を達成するため必要な財政的措置を積極的に講ずべきである。

3. 市町村の教育委員会は、公民館が、その機能を果すに必要な施設・設備の整備と職員の充実等条件の確立についてもべきである。

(四) 削除

1. 公民館主事と社会教育主事との連携がある。

2. 公民館主事は、公民館主事にいたして、専門的領域に属する必要な助言・指導にあたるものである。

3. 公民館主事と社会教育主事との相互の連携は、それぞれの職務の独立性にかんがみ、つとめ、避けるべきである。

(四) 計画の実現

試案について 8月号参照のこと

あるといふ管理体制を確立すれば、2. 動的的な評価を終始せず、創作・創造・実験・実験なら、生活と生産から伸び、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視するといふ。

3. 新しい聴覚器材などを活用し、進歩する科学技術に対応した事業を実施する。

4. 移動公民館、有線放送などを利用し、事業の機動性・普遍性・柔軟性を高める。

5. 施設・設備の整備と運用にあたっては、住民の要求と努力を基本とする。

(五) 教育行政機関の運営

教育行政機関の運営が実質を促進する。

4. 公民館の経費は、目的達成に必要な額、つまり、その確保が最も大切なといふところ、その効率的な使用を確実に保つといふ。

5. 公民館の配置を適正にするために、適正な配置をはかる。

1. 会員登録についての公認館運営議
会をおく場合は、各組合がこれに付
れる適切な措置を講じること。
2. 体育指導委員、青少年指導員、社会教
育指導員等は、なるべく公民館の活動動
員員とするなど。
3. 分組による最低限の、その職員を多く
しておかねばならぬ。
4. 公民館主事、庁務員等
- (1) 開設
5. 演習審議会
- (2) 開設
6. 公民館は、各組合と連絡審議会をお
くものとする。ただし、やむなく二以上

第四 公民館における

標準的事業の領域と内容

公民館の行なう事業については、社会教
育活動等に該当不されるものもとよ

り、それらの公民館の事業は地域の実
情を含み、実際生活に即したものでなけ
ればならないが、その事業の企画・実施に
あたっての基本原則と標準的な事業の領域

・内需を要究して、公民館のあるべき姿の
実現をめざす。

・公民館の事業の企画・実施にあたっての
基本原則として、①住民の要求にこだえ
てその生活課題を教育的に解決する方針を
採用することなど、②事業の企画および実
施の過程における教育的意義を重視し、③
かつ住民は地域社会の課題解決に即して教
育的に評価されるものであることが配慮
されなければならない。

「公民館のあるべき姿」において標準
的な事業の領域と内容は、おおむねつきのと

おりである。

(1) 地域活動の構造と事業

① いどこの場と機会の提供
ア 親睦の場として、談話会(口山
一)をつねに開設すること。

イ プラスボーラー、ゲーム、ダンス、野
外活動等、社会体育、ノクリチ
ーション活動等、機会を提供すること。

(2) 集会の場の提供
ア 地域内の機関・団体・小集団など
の集会その他行事の会場を提供す
ること。

イ 住民の生活改善等のために施設
・設備を提供すること。

(3) 住民相談
ア 専門家・専門機関の協力を求めて、住民の生活相談に応じる。

第五 公民館職員の職務内容と研修

公民館職員の職務内容は、その身分・資

格と深く関連し、また職員の自覚、振舞研
修の問題と密接に結びついてくる。これら
のうちの、との一起において均衡を欠いて
も、すぐれた職員を公民館に確保するこ
と困難にする。公民館活動の成長を奨励する
力のいっぽ、公民館にすぐれた人材を得
られるか否かにかかるところ。このいっぽ
の事情があつておきたい場合、教

育主事と同様にしてそれがどの資

格をもち、教養教諭としての勤務
経験五年以上の者とすること。(特殊

の事情があつておきたい場合、教

イ 教育・法律・健康などについての
相談を他の機関に紹介、あて旋する
こと。

ウ 宗教教育の受講を援助すること。

(1) 機関・団体等の連絡・調整・援助

ア 公民館を利用する個人やむ団体
の連絡・育成をはかること。

(2) 講演会等の開催

イ 教育・学術・文化・美術・経済・政
事を行なうこと。

(3) 研究会等の開催するもの考
察する。

(4) 年中行事

ア 教育的な意義をもつ各種の年中行
事を行なうこと。

(5) 調査と収集

ア 公民館活動に必要な地域の状態、
事実を行なうこと。

(6) 広報活動

イ 図書・新聞・雑誌・小冊子・切り
抜きなどの資料を選定・収集し、ま
たは制作してこれを適宜整理・配備
して住民の利用を促すこと。

ウ 絵画・写真・図表・映画フィルム
・スライド・レコード・音楽テープ
・实物・標本模型等の視聴覚資料
を選択・収集し、または販売して住
民の利用を促すこと。

エ 地域住民の運動を収集・
保存して住民の運動に供すること。

(5) 学習の方法・技術の開発

イ 学習の方法・技術について実践
的研究、開発を行ない、その普及をは
かること。

(4) 教具・学習資材の供給

ア 楽器・実験・実習器具・体育・
クリエーション用具などを個人およ
び集団の活動のために貸与するこ
と。

(3) 人材の開発と活用

イ 地域における有志指導者・専門家の
活動に立ち入り、その社会的活用をはか
ること。

(2) 世論の形成

イ 善くして、世論の形成を助けること。

ウ 地域建構を強める事業

(1) 機関・団体等の連絡・調整・援助

ア 公民館を利用する個人やむ団体
の連絡・育成をはかること。

(2) 動を援助すること。

ウ 地域における各種團・団体などの
行なう社会教育活動相互の連絡・調
整を行なうこと。

(3) 行政の運営

ア 地域に共通な事業を隣境の公民館
と共に実施すること。

(4) 機関・施設・団体との連携

ア 地域に共通な事業を隣境の公民館
と共に実施すること。

(5) 人事の開発

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(6) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(7) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(8) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(9) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(10) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

イ 善くして、世論の形成を助けること。

ウ 地域建構を強める事業

(11) 機関・団体等の連絡・調整・援助

ア 公民館を利用する個人やむ団体
の連絡・育成をはかること。

(12) 動を援助すること。

ウ 地域における各種團・団体などの
行なう社会教育活動相互の連絡・調
整を行なうこと。

(13) 行政の運営

ア 地域に共通な事業を隣境の公民館
と共に実施すること。

(14) 機関・施設・団体との連携

ア 地域に共通な事業を隣境の公民館
と共に実施すること。

(15) 人事の開発

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(16) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(17) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(18) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(19) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

(20) 世論の形成

イ 地域住民の連帯感を強め、市民性を
高めて、世論の形成を助けること。

記録とまとめ ②

まとめ

- 1 公民館は団体育成の使命をもつが、団体の自主性の度合によって自ら限界があることに留意する必要がある。
- 2 未組織を組織化するために公民館の立場で組織化をはかる。
- 3 各種団体相互の調整も極めて大切な役割である。
- 4 自主的団体育成までは、人的、物的援助をおしまぬこと。

(前号から)のつき

第15分科会

公民館と文化団体及び企業体(共通)

文化団体とは広い意味には総てを指すが、文化行政の立場で考えると、芸術文化である。即ち美術、音楽、演劇、その他芸術をさす。従って舞踏、将棋は文化団体の位置をもたない。

- 1 文化団体の自主性を尊重し、その活動を活性化させるために公民館はどのような援助、協力が望ましいか
・文化活動は公民館活動の推進力である。文化活動が活性化しない原因。(イ) 発表の場がない。(ロ) 指導が得にくい。
(ハ) 公共施設で文化団体単独では多額の料金をとられる。
・解消消として(イ) 共催(ロ) 文化団体協議会の結成
(ハ) 公共施設の無料提供。育成方法(イ) メンバーの固定化防止新人を入れる条件整備が大切だ。(ロ) 文化団体のまとめ役も大切だ。(ハ) 公民館玄旨による一般住民への周知。
- 2 企業体職場研修と公民館の果す役割についてはどうか。
・同職種企業に対し公民館でカリキュラムを編成し、実施せざる。企業内研修(専門技術、知識)を実施している中に一般教養も必要ではないか。
・全く研修の行なわれていない所へ実施をうながす。
・方法として(イ) 講師の斡旋(ロ) 視聴覚教材の提供

まとめ

地域の社会教育計画の中で青少年教育の一環として企業内青少年をどう考えるかによって、そのウェイトのかけかたが異って来る。従ってその社会教育計画の段階で十分検討されねばならない。育成段階の留意事項は、自主性を養うことが公民館の忘れられない重要な構成である。

第16分科会

公民館とPTA(共通)

- 1 PTAと公民館との結びつきは、どのようにしたらよいか
・PTAの本質を正しく理解することを重視すべきである。
・よい父母、よい教師となるために努力するPTAは社会構成員として社会教育のセンター公民館との共通点が多い。
・家庭教育学級、父兄学級など共催でやって効果を挙げている。
- 2 公民館がPTAと共同で事業を行う場合など、どんな注意がほしいか
・両者が緊密な連絡をとり協調していく。
・各々の主体性を失わぬよう留意して行なうこと。
・PTA事業が自動的に運営、事業内容によって共催の事。
・自分の子どもだけの視野から進展して広く社会的な観点にあってゆくべきだ。
・公共性、社会性が徹底するようなねらいの事業が望ましい。
- 3 学校教育と社会教育の両面に関係しているPTAを、公民館はどのように考え、位置づけたらよいか
・異った状態をもつことを確認し、教育の基本である愛情の上に立った総合教育事業活動を期待する。子どもの環境整備のため各種事業、校外生活指導に関する交通渋滞、水難、井手化防止等事業計画樹立に当たって相互の連絡が肝要である。
・公民館の事業活動、運営に代表者の参加が望ましい。

まとめ

PTAは重要な社会教育組織である。公民館との共通点を確認し合い、その主体性と自主運営を尊重しながら事業内容によって共催体制づくりが望ましい。PTAの本質に基づき、更に補導面での地域的な共催事業の展開を図る。

- 3 館長は、教育公務員特別法第1条第4項にいう専門的教育職員としてする
- 4 館長は、広域間の交流ができるよう考慮すること。
- 1 館長の給与は、公立義務教育学校の校長と同等にしてること。
- 2 館長の給与は、法に定めるもののほか、施設者が他の教育機関に委託することができるものとする。

- 3 館長の研究内容は、その職務の専門的知識技術を深めるとともに、広く内外の政治・経済・社会の情勢と、どくに社会教育の動向とその確実な把握とその職務の自己と業務遂行上の能力とを高めるようなものとする。
- 1 館長は、公民館主事の給与は、公立義務教育学校の校長と同等にしてすること。
- 2 館長は、公民館が開設する相談事業の実施、または専門的相談担当者の連絡あたること。
- 3 公民館主事は、広域間の交流ができるよう考慮すること。
- 1 館長の研修は、法に定めるもののほか、施設者が他の教育機関に委託することができるものとする。
- 2 館長の研修は、法に定めるもののほか、施設者が他の教育機関に委託することができるものとする。
- 3 館長の研修は、その職務の専門的知識技術を深めるとともに、広く内外の政治・経済・社会の情勢と、どくに社会教育の動向とその確実な把握とその職務の自己と業務遂行上の能力とを高めるようなものとする。

- 4 館長の研修は、法に定めるもののほか、施設者が他の教育機関に委託することができるものとする。
- 1 館長は、公民館主事の職務内容は、公民館主事の給与は、公立義務教育学校の校長と同等にしてすること。
- 2 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられること。
- 1 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられること。
- 2 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 3 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 1 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 2 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 3 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。

- 4 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 1 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 2 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 3 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 1 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 2 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 3 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。

- 4 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 1 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 2 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 3 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 4 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 1 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 2 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。
- 3 館長は、公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられる。

育的意見その他において優秀な人材を館長とする方途を別に考慮するものとする。)

免じて、任命権者に意見を真甲すること。
館長の委任事項は、教育委員会規則において、大幅に規定する。

五、公民館主事の身分
1 公民館主事は任用する者は、社会教育主事と同等の以上資格をもつものであること。

各種の教育的事業、行事を実施するにあたり、その企画運営の相談に応ずること。

六、一般教養
(1) 演習
(2) 一シヨン等
3 主事の研修は、法に定めるもののほか、施設者が他の教育機関に委託することができるものとし、どくに小地域における自主的・継続的な研究基金が整備されること。
(5) 以下「主事補」の項削除
3 主事の研修は、法に定めるもののほか、施設者が他の教育機関に委託することができるものとし、どくに小地域における自主的・継続的な研究基金が整備されること。
(6) 以下「主事補」の項削除
3 主事の研修は、法に定めるもののほか、施設者が他の教育機関に委託することができるものとし、どくに小地域における自主的・継続的な研究基金が整備されること。

第2部

公民館と各種団体の結びつき
はどうか

第10分科会

公民館と婦人団体(都市周辺部)

- 婦人団体が公民館をどのように活用し、利用してきたか
 - 忙がしい忙がしいにまかせて公民館職員に頼り過ぎ、自主性をうしないかれているくらいがある。
 - 今年は特に青少年の健全育成に力を入れ、目で見て耳で聞くなどの実践活動をとおして勉強している。
 - 婦人会活動は自主的にというので、自分達の手で印刷し配付をしたりしているが、公民館でもときには手伝ってほしい。
 - 公民館は無料で使用できるからよい。何を計画するにも職員に相談できる。遠い場合は何かと不便である。
- 公民館からみた場合、婦人会は自主団体であるが、婦人会からみた公民館への希望はなにか
 - 公民館職員には助言指導のできるしっかりした職員がほしい。
 - 学校借用の手続きがむづかしいが、公民館側で手続きして小学校長から許可してもらえないか。
 - 仕事になれた公民館職員が人事異動で、新しい人と替わるとうきくいかないので替わらないようにしてほしい。

まとめ

- 人的、物的基盤の整備が必要。
- リーダーの養成については、公民館では十分に注意して養成していかたい。
- 広報による一般住民との結びつけを考えて、団体を組織して活動している様子などを知らせることが必要。

第11分科会

公民館と婦人団体(農山漁村部)

- 公民館が婦人団体に対し、自主性をもたせる学習指導をさせるにはどのようにしたらよいか
 - 婦人団体の構成メンバーが複雑であるため自主性がなかなか生まれてこない。自主性を育てるために婦人会組織の中にグループを作ったらどうか、たとえば、若妻グループ、母の会、その他適当なもの。
 - 婦人団体リーダーの養成が必要でないか。
 - 婦人団体の規約の再検討を考えてみるとべきでないか、時代に即応した規約にする必要性、事業計画を立てられるよう目的にする。
 - 農協婦人部と地域婦人部との対立が自主性を阻害させている。
 - 社会構造の変化に伴い、住民の生活形態が変化し婦人の實労が感んになり、婦人の学習の場に出席するものが少なくなってきた。
 - 自主性をもった学習指導をさせるに、まず指導助言者の確保をしなければならない。
 - 公民館と婦人団体で話し合いの場を数多くもつことが団体の自主性を伴はずことである。
 - 学習したものがすぐ役立つものでないと学習意欲も、効果も期待されず從って自主性を欠く原因となる。
- 婦人団体の教育的諸活動に公民館がどのようにタッチしたらしい。
 - 集会に出席できないもののために文集の発行、広報活動等を活発に行なうこと。

まとめ

- まだもうら的な婦人団体が多いので会則の再検討の必要がある。
- 社会構造の複雑化からいろいろな婦人団体ができると連絡調整がむづかしくなった。学習や活動も細分化され、専門化されつつあるが集団の中で人間形成を内容

県大会分科会の

とした展開のあり方を製みたい。

公民館が婦人団体と連携を深めるにはリーダー研修、財政援助等考えられるが自主性を失わないためにあくまで自主財源の確保を望みたい。

第12, 13分科会

公民館と青年団体(合併)

- 公民館と青年団体の結びつきについて
 - スポーツ大会等を共催で行なっている。
 - 町を明るくする意味から勤労奉仕(清掃)を自主的に行なう。自主性と奉仕ということから両面性を持っている青年を社会教育の立場からの指導育成する。
- 青年団体と施設
 - 公民館とは名ばかりで施設が整備されていないので、勤労青少年ホーム等に青年が集中している。
 - 公民館施設の整備拡充を早急に考えねば益々立ち遅れる。
 - 青少年ホームの中に青年学級を作る方向にむかっている。(長岡市)
 - 県、市の段階で市町村長に対し公民館施設の拡充を望む行政指導が欲しい。
- 青少年団事務局の場所
 - 事務局は置くべきでない。青年団の公民館依存が強くなり、自主性がそこなわれている。
 - 青年団自体後継者の育成がなっていない。サークル等の団体は活動も活発であり発展を続いている。
- 青年団体の組織化
 - 青年団は多目的団体であり、サークル(グループ)は単一目的である。新しい型の連帯感を養なわせると共に、責任感を身につけさせること。
 - 単一目的のサークルを作り青年団体に吸収する、多目的の青年団にとげにくいが理想の型である。

まとめ

- 青年団体が公民館に要望するもの イ 施設の整備拡充(デラックスなもの。) ロ 指導助言をきめこまかにやってもらいたい。
- 公民館が青年団体に要望するもの イ 幹事のみの青年団からすべての団員のための青年団へ。ロ 青年運動に発展してゆくような継続的な団体活動を望む。
ハ 都市青年団と周辺部青年団との連絡強化。

第14分科会

公民館と体育団体(共通)

体育団体とは体育活動を目的とするすべての団体をさすものとの共通の理解を前提として公民館との結びつきを討議する。

- 各地域で体育諸団体の組織、活動状況はどうか。
- 公民館事業の中に体育団体をどのように位置づけたらよいか。
- 公民館は体育団体の活動をどのように援助し、また協力したらよいか。
以上3点をまとめて討議。
- 公民館は各種体育行事の中からリーダーを開拓し団体育成につとめる。
- 未組織から組織過程においては物的、人的、精神的な援助を与える。
- 活動の場の開拓や調整も公民館の役割である。
- 独立の施設を持つことへの努力(学校開校の問題も留意)
- 青少年犯罪防止に結びつけての体育活動。
- 健常に結びつけての体育活動。
- 従来の体育指導員は体育種目による指導が多いが、今後は総合的に指導や運営出来る指導員を選任する必要がある。



④ 濁流に打ちのめされた関川村公民館図書室
⑤ 佐藤県企画部長(中)に状況を説明する伊藤公民館長(関川村災害対策本部専門部長)(右)



8・28水害被災公民館及び職員 (9.8現在)

公民館名	施設被害程度	被災職員
関川村公民館	概算200万円 床上浸水1.5~2.0メートル 泥50センチ堆積 図書1,700冊 16ミリ映写機 バイク等流失	伊藤茂治館長 家具一切流失
神林村公民館	概算300万円 床上浸水1.5メートル 壁、建具、タクミ、床板 張りかえの要 泥堆積 備品16ミリ映写機等水没	職員2名 家具流失
加茂市公民館 下条分館	概算16万円 床上浸水70センチ タクミ使用不能	横山旭三郎館長 西多賀義主事 床上浸水
飯塚村公民館	概算5万円 床上浸水40センチ	
安田町公民館	概算3.5万円 床上浸水30センチ	
羽茂町公民館 (築築中)	概算50万円 床上浸水50センチ	
新津公民館 同金津分館	床上浸水10センチ 床不浸水タクミ使用不能	中村義主事 床上浸水
新発田市公民館 川東分館	床上浸水	
農業町中央公民館	床上浸水30センチ	
吉田町公民館 2分館	床下浸水	
黒川村公民館		坂上富吉雄主事 床上浸水
中条町公民館		神田謙三主事足負傷 職員1名床上浸水
五川村公民館	ヒガイケイビ	

・神林の2館 (8・28) (水害)

八・二八水害で、岩船郡関川村・神林村公民館など約十一館(総額概算六〇〇万円以上)が被災し、職員も十名以上が家具流失、負傷等の被害を出してい

た。た。本会では水害発生後災害救助法の発動された市町村全公民館に対しいちはやく「ヒガイシラセコウ」の電文を発するとも

に九月二日、連絡不能だった関川村公民館へ本田事務局長が飛び、現地を見舞った。この後、以外の県内全市町村公民館職員各公民館からぞくぞくと報告が入ってきたが、九月八日現在本

に入ってきたが、九月八日現在本

川村公民館へ本田事務局長が飛

り、現地を見舞った。この後、以外の県内全市町村公民館職員各公民館からぞくぞくと報告が

から一回百円以上の義援金を募

り、被災市町村公民館職員に贈

ることになった。これにともな

りあえず災害救助法発動市町村

会と県社教課でまとめた公民館

関係の被害は、およそ別稿のと

おりとなつた。このため本会で

は五日緊急理事会を開き災害対

策を検討した結果、施設被害に

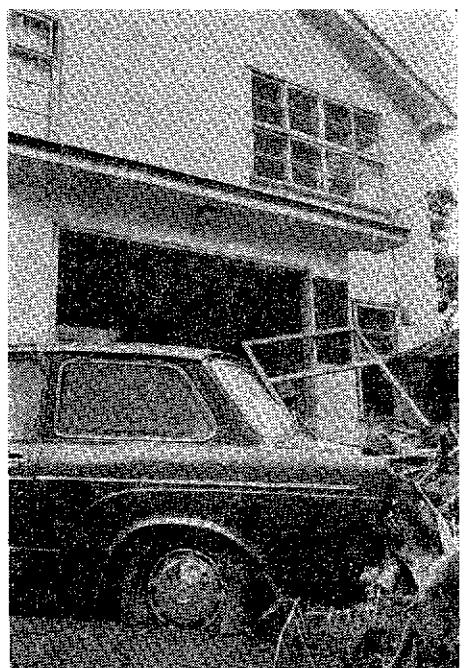
ついては国、県による強力な復

わざはさらに増加するものと思

われる。

被害総額六〇〇万円以上

館十一、職員十名以上が被災



【関川村公民館前に打ち寄せられた自動車と
家具の残骸】